

非常に市長もうまい答弁されたと思うんですけど。ぜひ、これは事業化できるかどうかって、採算合うかどうかっていうのは、多分3月の予算総括ですか、我妻議員、一般質問かな、でやりとりされましたように、これ非常に難しいですよ。特にその流通をどうするかとか、その水道事業所で実際に事業として販売してやっていくのだから非常に難しい問題あると思うんですよ。今回はまず試験的というお話もありますから、いろんなPR用を主にということでもいいんではないかと思うんですけども、やっぱりこの1年かけて本当これがどうあるべきかと。毎年PR用で、PR用でっていうことになっちゃうと困るんだと思うんですね、いつまでも。まあそれはそれでいいですよ、ずっと言われてもいいんですけども、事業化っていうと非常に難しいところありますので、できればいいと思うんです。水道事業所の収益にそれ上がるのであれば。だからそれについてはやっぱりきちっと検討していただきたいというふうに思います。

最後にもう一つは、会計上の問題で、実は本当に公営企業会計として済むものかということも質問したんですけども、市長あるいは水道事業所長おっしゃったように、今回、例えば観光に使うってなれば、一般会計の方で引き取るものについてはそういう処理していきますよと、こういうお話がありましたが、20年度はそういう処理をしていくと、こういうことでよろしいんでしょうか。予算内っていうことですね。予算を超えるのであれば補正ということが必要なんじゃないかと思うんですけども、現在の市長のお考えは、一般会計の予算の範囲内でそういう買い取るものは買い取ると、一般会計の方でね。ということを進めるということよろしいんでしょうか。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

やはり20年度の一般会計は何とか国の方針が変わったもんですからこうしていただけるんです

けども、本当に厳しい状況だったと思うんです。ですから、例えば敬老会とかも中止しましたし、いろんなそのほかあるわけです。一般会計からこういったことで100万円税金でつぎ込むっていうのは、私は違うだろうと。ですから、水道事業所は企業会計なわけですから、その企業会計の中で利益があるからできるんです。できなかつたら当然こんなことはできないわけですけども、そんなことで、まずことしは企業会計のいわゆる広告宣伝費という名目で。そして一般会計の既決予算の中でそれを買っていただくということで、商工観光課あるいは地場産センター、それぞれの課の方をお願いしたいというふうに思っています。

○佐々木謙二議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

+

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、大沼久議員から早退させてほしい旨の申し出があり、許可いたしました。

また、午後の会議に宇津木正紀図書館長の出席を要請しておりますので、ご報告いたします。

### 藤原民夫議員の質問

○佐々木謙二議長 それでは、順位3番、議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は通告しております

1点、市立図書館への指定管理者制度の導入について、市長、教育長、そして現場で実際の行政を担当している図書館長に答弁を求めるものであります。

平成15年に公の施設の指定管理者制度を創設する改正地方自治法が施行されて以降、福祉や文化、スポーツなどの施設の管理運営を民間団体、企業にゆだねる事例が全国的に続いております。法の改正に際して政府は、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるよう、総務省自治行政局長名で自治体に通知したということですが、さらに地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、いわゆる新地方行革指針では、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行うことを求め、その検証に際しては、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で住民等に対する説明責任を十分に果たすこと、また管理主体が指定管理者となっていない場合には、その理由などの具体的な状況を公表することなどを指示しているということであり、これらは指定管理者制度導入を前提とした検討を求めるものであり、自治体がそれ以外の管理運営形態を採用しないよう、強力に誘導することをねらったものであるとされているのであります。

公の施設は、長期にわたる地方行革によって予算の削減、事業の縮小が全体として続いており、住民の施設利用要求の高まりにこたえることが困難となっているという状況にあります。その一方では、それぞれの自治体や施設現場では、この状況を変え、住民の施設利用の権利を保障し、拡充する方策について、工夫や試行などが行われている県内各地の例が報道されており、私も実際に寒河江市や川西町などを視察してまいったところでございます。その中には、施設の特質や地域の状況に即した望ましい管理

運営の形態についての模索もあるようであり、総務省の通知や行革指針のような指定管理者制度を前提とするような指示は、そういった地方の創意性をつぶすものではないかというふうに私は思えるものでございます。

さて、総務省の通知では、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであるというふうにしておりますが、実際の検討に当たっては、住民要求の内容やサービスの実情、事業運営の課題などの追求を避けたまま、民間への委託化、経費節減のみが目的とされているようであります。

このたびの議会に長井市立図書館条例の一部改正案が提案され、図書館へ指定管理者制度を導入するとしておるのであります。その理由として、平成18年度から業務の一部を民間に委託して以来、入館者数、図書貸し出し等の実績は上昇したけれども、委託業務による実績であり、自治体が民間労働者を指揮監督せざるを得ないことになるために、違法派遣となるなどの問題が出るというわけであり、そのため、一括委託をやめ、指定管理者制度を導入して民間の管理者に丸投げして、民間の経営手法で効率的な運営がなされることとなる。このような図書館行政を目指すため、設置者である市が運営から撤退する方針という、驚くべき施策を提示したのでございます。

図書館の指定管理者制度の導入は全国各地で問題となり、その中には図書館協議会が積極的な役割を果たしたところが少なからずあったというふうに聞いております。図書館協議会で議論されたところの多くは、その導入をやめるか、再検討を促す結論を出しているということであり、図書館協議会は、図書館法で定められた図書館長の諮問機関であり、住民参加の機関

であります。このたび提起されている指定管理者制度の導入は、図書館の管理運営をどのような形態で今後行うか、また、その管理主体はどうあるべきかという図書館の基盤を問う重要な提起であり、図書館協議会で十分に論議されるべき重要な課題であります。

そこで、図書館長にお尋ねをいたします。このたびの議案第58号の提起に当たり、申しあげました図書館協議会にはどのような形で議案を提起し、そしてどのような議論が交わされたのか、まずお尋ねをいたします。

日本図書館協会発行の図書館雑誌2007年2月号によりますと、「管理運営形態の考え方」という論文では、次のように述べております。図書館の管理運営形態を検討する際には、具体的な評価基準を作成する必要がある。その内容としては、図書館の設置目的に照らして図書館サービスの目標や達成度をどう設定するか、どのような内容や計画でそれを実施するのか、どのような方法によってサービスの質と量を確保し、水準の維持を図るか。また、どのようにして資料の計画的、長期的な収集を行うか、運営コストの効率性や運営の中立性、公共性をどう確保するか。また、関係機関との連携、支援の体制をどう確保するか、住民や地域からの情報収集、提供体制をどう整備するか。また、運営における責任の所在は明確なのかどうか、専門的な職員をどう確保するかのほか、専門的な知識、技術を継続的に蓄積するための取り組み、職員の研修及び計画的な人材育成の実施、設置者と住民による点検、評価の実施方法などが考えられる。これらについて十分比較検討し、どのような管理運営形態がこの地域の実情に照らして当該図書館の設置目的を最も効果的に達成することができるかを十分に検討した上で、各地方公共団体がみずから判断すべきである。

これは図書館現場の職員、研究者、図書館関係団体の代表者、その他有識者を交えた協力者

会議が作成したものということではありますが、これを丁寧分析していけば、図書館に指定管理者制度を選択することにはならないというふう考えるのでございます。

一方、長井市立図書館の場合、図書館への指定管理者制度導入についてという方針を見ますと、1つには、図書館を取り巻く状況、2、現在の運営体制、3、指定管理者制度導入の理由、4、民間の経営手法や発想が生かされる、5、優秀な職員の確保と待遇改善、サービスの維持向上、6、競争によるサービスの向上、この6点をもって指定管理者制度を選択の理由としたということであります。

そこで教育長に、指定管理者の仕組みとその特徴について、3点についてお尋ねをいたします。指定管理者が従来の管理委託制度と異なるところは、1つ、受託団体の公共性に着目して、出資法人、公共団体、公共的団体に限定していた管理運営の範囲を株式会社等の営利企業にも広げた理由についてお聞きしたい。

2番目、管理団体に使用許可権限まで委任できるようにして利用料金制、管理者が条例の範囲内で自由に料金を設定し、管理者の収入として収受できる制度であります。これを活用して管理者が積極的に収益事業を展開できるようにした理由について。

3つ目、図書館への指定管理者制度導入についてという資料を見てみますと、指定機関ごとに公募による導入を考えているということではありますが、管理団体が選考されるので、管理者には事業の継続性が保障されないわけでありませぬ。しかも選考基準では経営努力が求められるため、人件費が削減され、専門性や経験豊かな職員の配置が困難となり、人的なサービスの質の低下をもたらすおそれがあるのではないかと、いうふう考えるわけですが、この点についてどのように対処しているのか、以上3点をお尋ねするものであります。

+

最後に、市長の見解をお尋ねするものであります。まず、最近、全国的に展開されつつある行政見解に対して、平成17年、社団法人日本図書館協会が示した公立図書館の指定管理者制度についてという文書を紹介いたし、その感想をお尋ねするものであります。

このたびの見解では、地方公共団体と公立図書館が主体的にその適用の是非、有効性の有無を判断することを望むものであるが、公立図書館への指定管理者制度の適用について、公立図書館の目的達成に有効とはいえず、基本的になじまないものと考えていうふうに結論づけているのであります。とりわけ民間企業者を指定管理者とすることは避けるべきだというふうにしてるのであります。その概要を紹介したいと思います。

まず、指定管理者制度を図書館に適用するかどうかを検討する視点、基準として、1つ、指定管理者制度を適用するかどうかは、その施設の設置の目的を効果的に達成するために必要か、また、住民サービスの向上に資するかどうかを検討されるべきであること。2番目、公立図書館は公の施設であるだけでなく、教育機関として位置づけられていること。3つ目、公立図書館のサービスは、ほかの図書館等との連携、協力を不可欠としていること。4つ目、みずから直接管理するよりも指定管理者制度を適用した方が図書館の設置の目的を効果的に達することを客観的に示す必要がある。開館日や開館時間を拡大することや司書率の向上などをその理由に挙げている例があるが、それは直営でも可能なことであり、合理的な根拠とは言えない。5番、これまで公立図書館の管理を地方公社等に管理委託してきたところは直営に戻すことを選択肢とすべきこと。これまでの経験と実績が将来の発展に生かせるノウハウの蓄積になっているかの再検討が必要であること。6番、住民等がNPO法人を設立して、その団体を指定管理

者にして図書館の管理を代行しようとするケースも見られるが、その場合は、公立図書館としての事業の継続性についての見通しを確認することが重要であるなど、現在の状況に照らした具体的な視点を6点にわたって挙げておるのでございます。

さらに加えて、民間事業者を指定管理者とすることについて言及し、1番、図書館の連携、協力の整備が不可欠であるが、競争関係に立つ民間企業間でこのことを達成することは難しい。2番、都道府県立図書館の市町村支援、市町村の図書館における学校へのサービス、地域とのつながりによる活動などを民間企業者が行うことは疑問である。3番、公共図書館事業は、いわゆる事業収益が見込めない公共サービスであり、営利を目的とする団体が管理を行うことにはおのずと無理がある。このように述べて、避けるべきであると主張しているのであります。以上が日本図書館協会が行った指摘でございます。

このような日本図書館協会の見解は、この問題に取り組んでいる自治体や住民などと多くの点で一致するものがあると思われるものであります。市長の感想をお聞きするものであります。

最後に、私自身、市立図書館に勤務した経験があることから、このたびの指定管理者制度の導入と業務の一部を民間に委託して実施する計画に対して、問題点として次の4点を指摘したいと考えるものであります。

その第1点は、図書館法第17条に無料の原則があり、市場化にはなじまない。図書館業務のノウハウは、だから民間業者には蓄積がないということが第1点。第2点は、公立図書館は国立国会、県立、ほかの公共図書館、こういうものとのネットワークで結ばれております。資料の借り受けに始まり、冊子の保存の協定やら自治体を超えた職員研修や地方公共団体内の図書

館だけでは解決できない問題、これを利用者の要望とあわせてこたえることができる。指定管理者とは業務内容や予算が決められて協定が結ばれ、業務の増大を伴う改善や相互協力の強化を図ることについての対応は困難だし、これは不可能に近い。第3点は、民間事業者の間には当然競争原理が働くが、図書館運営のすぐれた管理運営のノウハウがいわゆる企業秘密にならざるを得ない。図書館のすぐれた管理運営のノウハウこそ、図書館のネットワークで結ばれていることが前提であり、それがなければ図書館として成り立たない。こういうことにならざるを得ないわけで、指定管理者制度そのものがおかしくなってしまうわけであります。こういうことではないかと考えるものであります。

図書館への指定管理者制度の導入は図書館の使命、図書館サービスの質的向上、図書館サービスの継続的な発展性の確保の観点からいってやめるべきであるという結論を申し上げ、これに対する市長の答弁を求めて壇上からの私の質問を終わるものでございます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 藤原民夫議員のご質問にお答えいたします。

私の方につきましては感想、見解ということでございますが、まず、指定管理者制度導入についての、現在私が考えていることを申し上げます。

これまで一部業務委託をしているわけでございますが、これらについては平成18年度から導入を始めたということで、17年度当時は私も議員としてそれに賛成したという経緯があります。しかしながら、結果的には思ったようなNPOでの受託にはならなかったということでございます。そんな意味で、ちょっと現実的には民間企業がやっているという形ですが、市民サービスの向上の部分と、それから経費の削減につい

ては一定程度の実績が上がったものだというふうに思っております。ちょうど契約が20年度で切れるということでございますので、これからどうするかという視点で、教育委員会で特に時間をかけて検討していただいたところでございます。そして結果として、今までの経緯等から指定管理者制度の導入の方向にせざるを得ないというような判断だというふうに私は考えております。そんなことで、教育委員会の方の考え方を尊重して、制度導入を進めてまいりたいと思っております。

公募によって民間事業者が指定管理者になったとしても、募集要項や仕様書、協定書によって図書館法に定める図書館利用の無料の原則を遵守し、公共性を確保して当然進めるものというふうに考えております。また、指定管理者には報告が義務づけられております。指定管理者から毎年提出いただきます予算書、決算書、事業報告書等の提出書類におきまして運営が計画どおりに実施されているかをチェックして、図書館運営が良好になされているかを確認しながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、少し長くなりますが、感想ということでございますので、藤原議員からご指摘のあった点について少し考え方をお話しさせていただきたいと思いますが、まず、最後に藤原議員が図書館に勤務された経験を踏まえての4点をご指摘いただいたわけでございますけども、その第1点目の、図書館の業務のノウハウは民間業者には蓄積がないということでございますが、私は実態としてじゃあ長井市にあるんですかと言われますと、残念ながらその中核となる図書館司書につきましては、市の職員に1名おりますが、残念ながら図書館業務に勤務経験がありません。したがって、市役所の職員の中に現在の図書館の司書を経験した職員がいないということで、今一番どこにノウハウがあるかと

+

いえば、現時点では今、受託いただいている会社ということに客観的に見ればなるじゃないかというふうに思っております。行政には残念ながないということ。

それから、例えば自治体を超えた職員の研修であったり、地方公共団体の図書館だけでは解決できない問題、これらの連携については、民間の指定管理者でも当然、これは市の方から業務として協定すればいいわけですから、委託すればいいわけですから、その部分も担っていただくことによって、身分が公務員ではないから、民間人であるから、ほかの公共施設との連携がとれないということではないだろうというふうにやはり解釈しなきゃいけないと思っております。

あとそれから、一たん指定管理者として運営していただいた場合、そのノウハウというのは企業秘密というふうに議員おっしゃいましたけれども、確かにそのとおりかもしれません。しかし、今度運営を担っていただく会社が、あるいはどういう業者になるかですけれども、そこが企業秘密っていいですか、図書館の運営専門の業者であれば企業のノウハウとして蓄積された可能性はありますけれども、必ずしもそうじゃなくて、例えば会社の、本来そもそも専有の業務でない部分、新たに例えば会社の定款を変えて図書館の運営業務を入れたって会社だとすれば、すなわち私はそのノウハウ、企業秘密というのは企業にあるんじゃないかと、人的資源だろうというふうに思っておりますので、そういう意味では指定管理者制度そのものがおかしくなるというのではないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

現状からいいまして、これを直営に戻すということは、市としても果たして直営で運営できるんだろうかというふうに考えた場合に、図書館司書1人おります。しかしそれだけでは到底無理なわけで、さらに市民の利用サービスの向上が図られたというのは、市の職員の勤務体系

ですと、土日は、あるいは祭日は休日になっております。しかし、これを現在のような民間でやることによって、その土日、祝日の勤務が円滑にできると。これを直営で行った場合、恐らく相当程度職員の数をふやさなければならないし、また土日、休日の勤務をシフトをつくるということは、相当コスト的に、今の市の職員の300名という状況の中からは難しいだろうというふうに思っております。

そんなことから、残念ながら議員ご指摘の部分はごもっともな部分でございますけれども、よりベターな形として指定管理者制度を導入してまいりたいと、そのように考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○佐々木謙二議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 藤原議員のご質問、3点についてお答えをしたいと思います。

1点目は、株式会社等の営利企業にも広げた理由についてということでございますが、私も非常に不得意な分野でよく正確にはわかりませんが、民間事業者が参入できるようになったことで、関係業界の事業拡大や雇用創出などのねらいもあつたのではないかなというふうに思っています。今回も応募するに当たっては、地方自治法の第244条2の第3項によって行いたいと思ひますし、株式会社であっても条件がそろっていれば私は可能だというふうに思っています。

2番目ですが、管理者が積極的に収益事業を展開できるようにした理由についてということですが、利用料金や使用料をみずからの収入とすることで運営に一定の自由度を与え、民間業者の意欲やノウハウを生かし、より一層の住民サービスの向上を経費の節減ができる可能性があるということで、こういう収益事業を展開できるようにしたいというふうに思っています。

3番目ですが、人件費が削減され、サービス

の低下にならないかというご質問ですが、今の委託している会社の職員というのは、週32時間の勤務体制なので、給与等の待遇はそれに沿ったものとなっています。指定管理者制度を導入することによってこれまでの市職員2人分の業務をしていただくこととなりますから、指定管理料では現在の一部業務委託の person 費よりも費用を高く設定したいというふうに考えています。また、それ以外の待遇についても以下の4点の事項を進めながら、職員の待遇を確認していきたいというふうに思います。

まず1点目は、募集要項に person 費と待遇を詳細に記載をしていただく。募集要項に person 費の欄を設定し、常勤職員、非常勤職員、パートの person 費、法定福利費、福利厚生費の金額を詳細に記入するようにしたいというふうに思っています。また、職員の確保と待遇、研修に関する考え方を記載する欄を設けまして、待遇についても詳細に記載するようにしていきたいというふうに思っています。

②ですが、説明会で職員の待遇について説明をしてもらいたいというふうに思っています。説明会では職員の待遇が選定のポイントとして算定されることを説明して、応募者に職員の待遇を考慮していただき、プレゼンテーション時に説明していただきたいと思えます。選定委員から職員の待遇への内容を詳しく聞き取りしてもらい、確認をします。

③は選定委員会で評価する。選定委員会で職員の待遇はどうか、点数化して評価し、職員の待遇について点検をしていきます。

4点目ですが、予算書、決算報告書、事業報告書で点検をします。指定管理導入後の図書館で働かれる職員の待遇のチェックについては、指定管理者から毎年提出していただきます予算書、決算書、事業報告書により、文化生涯学習課で行う予定です。それらの提出書類において計画どおりに person 費を支出しているか、待遇が

計画どおり実施されているかチェックして、職員の待遇が良好になされているか確認をしたいというふうに思っています。

藤原議員ご指摘のように、 person 費の削減がサービス低下にならないように、ある程度、今現在の業務委託での待遇よりも改善できるような方向で検討をしていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○佐々木謙二議長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 私の方からは、図書館協議会にはどのような形で議論を提起し、そしてどのような議論が交わされたかについてお答え申し上げます。

図書館協議会、年に2回開催しております。昨年の6月の26日に19年度1回目の図書館協議会を開催したところでございます。そのときは教育長の方からあいさつの中で、一部業務委託が3年契約の中間年であるということで、昨年度19年度については2年目だということで、20年度で契約が切れるから、その後の21年度以降の方針について検討して、20年度まで方向性を決めていきたいというようなことを説明しております。

さらにそれを受けまして、ことしの3月13日に2回目の図書館協議会が開催されました。そこでは私の方から、市立図書館運営についての課題ということで、問題点ということと留意点、問題点の方を3つ、留意点の方を3点ほど説明しながら、今後の運営について、民間での長所を生かしながら課題を克服するには、指定管理者制度の導入も検討の対象であるというふうなことを説明して、さらに指定管理者制度の概要と指定管理者制度のイメージ図、県内市町村図書館への指定管理者制度等導入の状況ということで、制度自体の説明とあと県内状況の説明を申し上げたところで、委員の皆さんの方からおおむねご理解をいただいたというふうに理解しているところでございます。委員の方からこれ

+

まで業務委託によって優秀な人材、より質の高いサービスが行われておると、そういうサービスが損なわれないように21年度以降の運営を考えてほしいというご意見をいただいたところでございます。

私の方からは、以上、図書館協議会の内容についてご説明申し上げたところでございます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 いずれも的外れの答弁をいただいたようで大変残念であります。まず市長からは、私の質問もそれは余り適切ではなかったと思うんですが、この問題が全国で今、沸騰してるんですね。図書館内で、あるいは教育界内でこれが沸騰してるんですよ。そこで、社団法人日本図書館協会、これが図書館の全国的な団体というふうなことになるわけですが、そこで平成17年に公立図書館の指定管理者制度についてという見解を発表したわけですが、これが一つの大きな場になって、「指定管理者制度というこの制度が図書館を結局はねじ曲げてしまうんじゃないか」と、「何とかしなくてはいけない」という声が、図書館の館員あるいはまたそこを支えるいろんな方々の意見として今、沸騰しているわけで、しかし現実にはこの施策が進んできているわけで、現在非常に危惧されているわけでありまして。

そこで、先ほど6点にわたる図書館協会の見解について、市長の考えは一体、感想はどうかというようなことでお尋ねしたんですが、何か長井市の場合のみ考えて、図書館の持つ公共的あるいは教育的な内容についての見解に対する答弁がなかった。そこでもう一回お尋ねするんですが、図書館業務、図書館行政、これを長井市の中で、施設があるからこれを持っていくんだということじゃなくて、どういう形で市民が必要としておるのか、その点の、市長個人のご意見でも差し支えないんですが、なぜ図書館が必要とされているのか、そのお考えをお聞きした

い。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

先ほどの藤原議員の感想については、長井市の指定管理者制度についての感想みたいな形だったものですから、それについては適切な答弁をしなかったということでおわび申し上げたいというふうに思います。

ただいまの図書館の役割ということですが、幅広いやはり市民のニーズがあるんだろうというふうに思いますけれども、本来、図書館としてそのいろんな機能の中で、まず基本は藤原議員がご指摘のとおり、教育的な要素が非常に高いんだろうと、教育の一環だろうというふうに考えなきゃならないと思います。ただ単に市民の皆様が、例えば漫画本が読みたいからじゃあ図書館に漫画本を置けばいいのかということと、それから本来図書館の趣旨とする業務というのは、当然教育的な観点からいけば、私がただいま言ったような、市民のニーズにただこたえればいいのかということでの考え方ではないだろうというふうに思っております。

そういった意味では、なかなか私も勉強不足で、図書館の持つべき行政の役割、これについては、多岐にわたるってことはわかりますが、やはりまず1つは教育的な施設だということと、それから地域のいろんな歴史等々のきちんとした文化の部分、そういったものの機能を持たなきゃならないだろうと。それからやはり市民の方に行政として提供すべきいろんな情報、それを図書館機能として果たさなければならぬだろうというふうに思っているところでございます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 ありがとうございます。

図書館の持つ教育的な役割、あるいは図書館がこれまで長年培ってきたこの地域の文化の蓄積、これを図書館が整理、分類して市民の皆さ

んに公開するというふうな重要な役割を持っておられることについての見解でございましたので、心強く思ったところでございます。

ところで、教育長にお尋ねいたしますが、今回のこの民間事業者に指定管理者を制度を導入したということについて、いろんな検討があって、特に先ほど申し上げました図書館協議会の議論の内容が非常に重要だと思うんですね。館長の諮問機関としての図書館協議会、どういう、大体3本の指に数えますと、どのような議論が主になされたのか、そして指定管理者制度を採用してもよいだろうという決定といいますか、この結論を導かれたのか、その経過についてお聞きいたします。

○佐々木謙二議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 先ほど図書館長からあったような内容でお話をしてるわけですが、宇津木図書館長の方から指定管理者制度という、その制度についての説明、それについての質問、意見とか、そういうことで結論的にはさっきあったように、今、非常に適切な図書館運営がなされてる。住民サービスの向上も見えてる。そういう意味で制度を導入したとしても、そういう住民サービスの向上なり、そのまま維持できるような優秀な人材を確保してほしいというふうな意見が出たということです。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 図書館長にお尋ねいたしますが、このたびのこの図書館が教育委員会が判断された内容によりますと、公的な立場の方の館長がおられない。そして民間の指定管理者制度を受けた民間の方が館長になるということになるわけですね。その根拠は一体どこにありますか。

○佐々木謙二議長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 藤原議員の館長が指定管理者の職員でいいかということの質問だと思いますので、それについてお答え申し上げます。

平成17年の1月25日に、全国生涯学習・社会教育主管部課長会議が開かれましたが、それに先立ちまして、文部省がこれらを含めた問題の配布した中にある資料でございますが、この関係するところが、ちょっとその中身の文章を読ませていただきたいと思います。

社会教育法第28条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条は、館長その他の職員の任命を教育委員会が行うことを定めているが、教育委員会の任命権は公務員である職員を対象とするものであり、公民館、図書館及び博物館に指定管理者制度を適用する場合において、指定管理者が雇う者は公務員ではないことから、教育委員会の任命権の対象ではなくて、したがって社会教育法第28条及び地教行法第34条は適用されず、よって、教育委員会による任命は不要であるということから、指定管理者の方で館長を任命することができるというふうな解釈をしているものですから、それを適用したいと考えているところでございます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 指定管理者となる企業の従業員などが館長に就任すれば足りると、別に公の立場の人がならなければいけない、あるいは今までの教育委員会、地教行法、これの縛りには束縛されないというふうな解釈が今の館長の答弁だと思うんですが、司書を必置、置かなければいけないと、図書館に。この定めた司書については、これも必ずしも置くことについては縛りを取っ払ったわけですが、これについてはどのような法的な条文があるんですか。

○佐々木謙二議長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 ただいまの質問は、図書館に司書を置く義務があるのかということだというふうに理解したところでございます。

図書館法、上位法に当たりますが、図書館法には、第13条に職員に公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員

+

会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術員を置くというふうなことを定めております。そのことから、これは司書と明確なところはない条文でございますので、館長と職員を置くはありますが、司書の定義は定めておるところではないところでございます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 司書という名称も、専門職という、それもなくなったんですか、この法律から。しかし、こうした館長とか専門的職員は、本来、社会教育施設としての機能を保障するために、この専門性を教育委員会が担保するというふうなことでこれがあつたはずですが、司書という資格そのものが、今の話ですと平成17年1月25日の施行でこれがなくなったんだと。間違いありませんか。ないんですか、司書。

○佐々木謙二議長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 図書館法の公立図書館の項で、私の説明不足かなというふうに思われるんですが、専門的職員を置くというふうなことになっております。司書と明記はされてませんが、専門的職員を置くっていうことは明記されているところでございます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 指定管理者制度をどうしても全国的に展開するというふうな形で、いずれにしてもこういう縛りを、法的な縛りをまずきれいにとるというふうなことで、司書がなくなったかどうかは館長にきょうお聞きしたんですが、そういうことは結局、先ほど答弁ありました、これまでの地教法の34条には縛りをかけないで、公務員でない館長について、教育委員会がこれは任命する必要はないんだというふうな見解になったと。そして同時にまたお聞きしますと、図書館に教育委員会が必要と認めた場合は、専門的な職員、つまり司書というふうな形の職員を置くことはないし、これは今言った館長と同じような扱いにすれば、これは置

くことはないんだと、非常に乱暴なやり方で国はこれをやってきたではないかというふうに思うんですね。

そしてまた、この事業についても、図書館については民間企業が自由自在に事業を展開して利潤を追求することはもちろんできないわけですが、こういった営利事業の展開を禁止するというふうな条項については、どのような条項があるんですか、図書館長。

○佐々木謙二議長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 図書館の利用、入館料も含めた利用及び図書館の資料の利用については、図書館法第17条で無料というふうに定めておりますので、これはたとえば指定管理者が民間事業者であっても守っていかなければならないことだというふうに認識しております。以上です。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 図書館流通センター株式会社、図書館流通センターというものがあつて、これまでに全国で相当数の図書館を指定管理者または業務委託あるいはPFI、こういう形で流通センターが受託している、そして運営しているというふうに聞いたわけですが、これが全国展開をして、今度は取引の実績がなかった北九州へ販路を広げるというふうな形で今進めているんだという図書館情報がありますし、また県内、先ほど図書館の方からいただいた資料によりますと、寒河江の図書館は大新東だっけか、これは全国的に展開している事業所がこれを運営すると。指定管理者に指定されているというふうな、非常に図書館行政自体が変化していると。

そういう中で、図書館長あるいは司書、そういった責任者の所在も明確に、そういう形の会社が来ますと、いろいろと目の上のたんこぶになるわけですね。だからそういった方々も必要でなくなるんだというふうにして事業を展開している。しかし営利事業の展開は、これは禁止

というふうになっておるわけですが、しかしそういう形で図書館事業全体を展開していくと、事業展開を図っていくというふうなことに最近進んでおるような事態で、あれよあれよという間に今回の図書館の議案を見て短時間ながらいろいろ調査をして、深めていきますと、非常に大きな教育界の中に変化が起きている。特に先ほど大道寺議員も指摘されておったようですが、こういうふうに営利にかかわる我々考えれば、本当にあんなところで商売になっていけるんだろうかというふうに考えるところも、しかしやはりそういう営業の方々の見る目は、どういうふうにしてそこに、長井市に定着して、これを展開していくかというふうな点では、まだまだ鋭い、深い洞察があってその地域地域に決定しているのではないかなと思うんです。

そういったなかなか企業の大きな展開の中で、この教育事業を、しかも公正公明な教育事業をどのようにして展開し、そして市民の情操教育に役立てていくのかというふうな点では、もっともっと研究調査していく必要があるのではないかというふうに思いますし、また同時に、そのために第三者機関あるいは諮問機関と言われる、そういう調査機関についても、いろんな情報を持っておられるわけですから、もっとそういう方々を活用、活用という言い方は非常に悪いんですが、このご意見を十分にお聞きして、もっと一般的な単なる答弁でなくて、そういう教育委員会全体もこういった流れに対して、どのように住民のサービスを守って、展開していくかというふうな点ではもっともっと敏感になった方がいいのではないかと。もちろん、私どももそのために頑張る決意でございますが、そのことを申し上げまして、質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

### 高橋孝夫議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位4番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 大変お疲れさまでございます。本日の質問者は私が最後ですので、しばらくの間、おつき合いをいただきたいと思います。

私は、長井市の行財政運営が確実に、そして着実に運営されるよう祈りながら一般質問を行います。

通告しております2点について順次質問申し上げますので、市長や関係課長の明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、財政運営の見通しについてです。

3月定例会で示されました平成20年度施政方針では、平成20年度を財政健全化に向けた正念場と位置づけられて、実効性を上げられるようと懸命に取り組まれていることに、私はまず敬意を表したいと思います。大変厳しい状況に変わりはないわけですが、ぜひ今後も全力でこの正念場を乗り切るために、具体的に取り組みを進めていただきたいと思いますし、私どもも一緒に考えていかなければならないと思っていますところでは。

特に、ここ二、三日の新聞報道を見ると、2007年度（平成19年度）の国税収入が予算割れをし、2年連続となる見通しとなったとされていたり、最近は無効求人倍率がとうとう1%を切り低下し始めていることや、完全失業者が4%台にまたぞろなっていることなどに象徴的なように、景気減速による影響が国税や地方税に出始めていることを見るとき、早晩、容易ではない事態がまたぞろ出てくるのではないかと感じます。殊に長井市のような地方の小さな都市で

+